

## 社会課題型商品開発協働事業費補助金審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、社会課題型商品開発協働事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、社会課題型商品開発協働事業費補助金審査委員会設置要領（以下「設置要領」という。）第2条の規定に基づく審査を適正かつ公正に行うために必要な事項を定める。

### (審査方法等)

第2条 設置要領第2条に基づく審査は、社会課題型商品開発協働事業実施要領第9条第1項に基づく申請を行った者（以下「申請者」という。）から事前に提出された補助事業採択申請書に基づくプレゼンテーションにより行い、別紙により次の項目及び配点によって審査を行うものとする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 目的・目標の的確性            | 15点 |
| (2) 開発又は実証等の内容の適切性       | 15点 |
| (3) 開発又は実証等を行う機器・事業等の優位性 | 15点 |
| (4) 事業実施体制の実効性           | 15点 |
| (5) 商品化・事業化の可能性          | 15点 |
| (6) 開発経費の妥当性             | 10点 |
| (7) 開発又は実証等の計画性          | 10点 |
| (8) その他（健康経営優良法人認定状況等）   | 5点  |

- 事務局は、各委員の評価点を集計し、合計点数の高い順に2者を補助事業の対象として選定する。ただし、各委員の評価点の平均が6割を下回る事業は選定しない。
- 合計点数が同点の者がある場合は、委員の協議により順位を付けるものとし、協議により決定できないときは、委員の多数決によって決定する。
- 申請者が多数の場合は、第1項の審査の前に補助事業採択申請書に基づく書面審査を行う場合がある。

### (意見)

第3条 委員は、前条の審査の際、審査項目ごとに評価の根拠となった意見や今後の事業化の参考とすべき意見を必要に応じて審査票に記載するものとする。

- 前項の意見を踏まえ、必要に応じて審査結果に審査委員会の意見を付すことができる。

### 附 則

この要領は、令和7年9月3日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。